

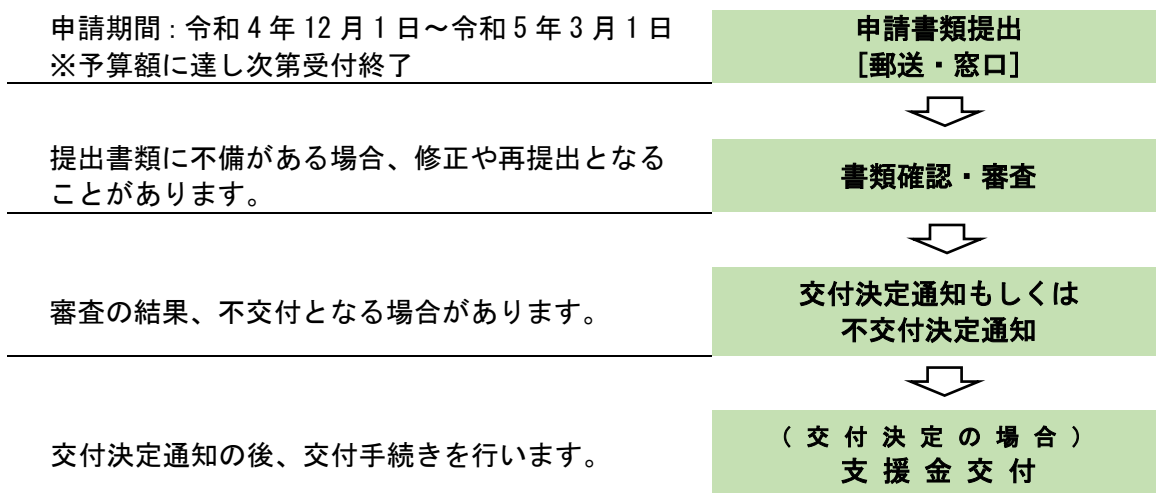
令和4年度 足立区運輸事業者エネルギー価格高騰対策支援金

申請要領



エネルギー価格高騰の影響を受け、価格転嫁の困難な区内の中小運輸事業者に対し、経費負担軽減策として支援金を交付します。

【手続きの流れ】



足立区産業経済部

産業振興課 ものづくり振興係

1 対象事業者

- (1) 中小企業基本法上の中小企業であること。
(運輸業は資本金 3 億円以下又は従業者数 300 人以下)
- (2) 足立区で事業を営む個人事業主または法人（商業登記において本店の住所を足立区内としている者に限る）であり、申請日から遡って1年以上、足立区で事業を営んでいること。
- (3) 運輸業を営む事業者のうち、貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業又は同条第 3 項に規定する特定貨物自動車運送事業又は同条第 4 条に規定する貨物軽自動車運送事業、もしくは、道路運送法第 3 条第 1 項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業又は同条第 2 項に規定する特定旅客自動車運送事業に該当すること。
- (4) 足立区内において営業実態があり、今後も事業を継続する意思があること。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 号から第 5 号まで若しくは第 2 条第 5 項に掲げる営業を営む者又は当該営業を営む者で構成された団体でないこと。
- (6) 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は反社会的勢力（以下この号において「暴力団等」という。）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。
- (7) 国又は法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 5 号に定める公共法人でないこと。
- (8) その他、足立区運輸事業者エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱に定めるもの。

2 対象車両

- (1) 事業用車両（緑・黒ナンバー）であり、かつ、当該車両につき、国土交通省関東運輸局東京運輸支局の登録を受けていること。
- (2) 支援金対象者が、所有又はリース契約に基づき借用（リース契約期間が申請時から遡って 6 か月間継続しているものに限る。）し、使用している車両であること。
- (3) 車検証に記載されている有効期限の満了日が申請日以降である車両であること。
- (4) 化石燃料を使用して自ら走行する車両であること。
- (5) 二輪車ではないこと。
- (6) 国の LP ガス補助対象車両ではないこと。

3 支援金額

車両の種別		支援金額
対象事業者	主な対象車両	
【一般貨物自動車運送事業】 【特定貨物自動車運送事業】 トラック運送事業者など	貨物自動車	23,000 円/1 台
【貨物軽自動車運送事業】 軽貨物運送事業者など	軽貨物自動車	8,000 円/1 台
【一般乗用旅客自動車運送事業】 【特定旅客自動車運送事業】 タクシー事業者・介護タクシー事業者など	乗用車	
【一般貸切旅客自動車運送事業】 【一般乗合旅客自動車運送事業】 【特定旅客自動車運送事業】 貸切バス事業者、乗合バス事業者など	バス	35,000 円/1 台

4 申請方法

「申請書」「交付請求書兼口座振込依頼書」の各項目に必要事項を記入し、その他の提出書類とともに、以下の申請先に郵送または申請先窓口へ提出してください。空欄が多いなど、提出書類に不備がある場合、修正や再提出となることがあります。

5 申請期間

令和4年12月1日（木）から令和5年3月1日（水）（予算額に達し次第終了）

※ 郵送の場合、消印有効。

6 書類確認および審査

提出された書類を「1 対象事業者」および「2 対象車両」「3 支援金額」にある要件に基づいて審査します。

7 審査結果の通知

区から申請者あてに交付（不交付）の決定を通知します。

なお、書類確認の結果、交付額が申請書記載の金額に満たないことがあります。

また、書類確認の経過等に関する問い合わせには一切応じられません。

8 支援金の交付

書類に不備がなければ申請から審査を経て交付を決定し、交付決定の概ね2週間から1か月の後、指定の口座に支援金を振り込みます。

9 申請後・交付後の留意事項

次に該当した場合、支援金の交付決定の全部または一部を取り消します。

また、すでに交付された支援金がある場合は、足立区運輸事業者エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱に基づき、支援金額の全部または一部を返還していただきます。

(1) この要領で定める要件を欠いたとき。

(2) 区に提出した申請書、その他の提出書類に虚偽の記載が判明したとき。

10 よくある質問

Q. 本社（本店登記）は足立区外ですが、申請する車両は主に足立区内の事務所で使用しています。この場合、申請できますか。

A. 申請できません。法人は足立区内に本店登記があることが必要です。

【申請先・問い合わせ先】

足立区産業経済部産業振興課ものづくり振興係

足立区中央本町1-17-1 足立区役所南館4階

電話03（3880）5869

（土日祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分まで）

<記入例：申請書>

ご記入の際は消えるボールペンや鉛筆、修正液は使用しないでください。修正の際は二重線で消して訂正印を押印ください。

様式第1号（第5

捨印

提出後、修正箇所がある場合に限りご連絡の上、使用します。ご了承いただける場合、押印願います。

足立

令和5年2月10日

(提出先) 足立区長

区收受印

足立〇〇タクシー

個人事業主の住所もしくは法人の本店登記の住所

〒120-8510

足立区中央本町1-17-1

事業所住所

〒120-0011

東京都足立区中央本町1-5-3

登記上の役職名（法人のみ記入）

氏名（個人事業主名又は代表取締役名）・印

足立〇〇

※法人の場合は記名押印してください。法人以外でも、個人事業主が手書きしない場合は記名押印してください。

足立

足立区運輸事業者エネルギー価格高騰対策支援金申請書

各項目の内容を、申請時の状況に合わせてご記入ください。

1 事業所概要

事業形態	1. 個人事業 2. 有限会社 3. 株式会社 4. その他（ ）		
設立日	平成15年 4月 1日	資本金	万円（個人事業主は無記入）
役員・従業者数	合計 1名 [役員 1名、正社員 名、アルバイト等 名] (個人事業主の場合、代表者とその家族は役員欄に記入)		
本件担当	(部署名)	(担当者名)	(電話番号)
		足立〇〇	03-3880-5869

提出書類に関する問い合わせに対し、対応可能な担当者の連絡先をご記入ください。

2 支援金額

対象事業	車両の種別 主な対象車両	該当区分 <input checked="" type="checkbox"/>	支援金額		
			1台あたり (A)	登録台数 (B)	小計(C) (C=A×B)
【一般貨物自動車運送事業】 【特定貨物自動車運送事業】 トラック運送事業者など	貨物自動車	<input type="checkbox"/>	23,000円	台	,000円
【貨物軽自動車運送事業】 軽貨物運送事業者など	軽貨物自動車	<input type="checkbox"/>	8,000円	台	,000円
【一般乗用旅客自動車運送事業】 【特定旅客自動車運送事業】 タクシー事業者・介護タクシー事業者など	乗用車	<input checked="" type="checkbox"/>	8,000円	1台	8,000円
【一般貸切旅客自動車運送事業】 【一般乗合旅客自動車運送事業】 【特定旅客自動車運送事業】 貸切バス事業者、乗合バス事業者など	バス	<input type="checkbox"/>	35,000円	台	,000円
合計(D)					8,000円

<記入例：申請書>

3 提出書類（申請書に添付した書類に☑）

<input checked="" type="checkbox"/>	交付請求書兼口座振込依頼書（原本）
<input checked="" type="checkbox"/>	運輸業に係る許可・届出の証（コピー）※1
<input checked="" type="checkbox"/>	登録車両に係る自動車検査証（コピー）※2
<input checked="" type="checkbox"/>	【リース車両の場合】リース契約書（コピー）※3
<input checked="" type="checkbox"/>	【個人事業主の場合】直近の確定申告書のうち第一表（e-Tax で申告した場合、税務署からの受信メールも提出）（コピー）
<input type="checkbox"/>	【法人の場合】履歴事項全部証明書（本店所在地の表記があるもの）（コピー）※4
<input type="checkbox"/>	【法人の場合】直近の確定申告書のうち別表一・法人事業概況説明書（e-Tax で申告した場合、税務署からの受信メールも提出）（コピー）

- ※1 貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業又は同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業の許可書、貨物自動車運送事業法第4条に規定する貨物軽自動車運送事業の届出書、道路運送法第3条第1項に規定する一般旅客自動車運送事業又は同条第2項に規定する特定旅客自動車運送事業の許可書など。
- ※2 申請車両につき全部。車検証の燃料の種類欄が「ガソリン」または「軽油」であるもの。
- ※3 申請時点から遡って6か月間、リース契約期間が継続している車両であること。
- ※4 発行日から3か月以内のもの。

4 誓約書（誓約する場合は☑）

<input checked="" type="checkbox"/>	申請時点において1年以上、足立区で事業を営む個人事業主または法人である。
<input checked="" type="checkbox"/>	一般貨物自動車運送事業または特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業を営んでいる。
<input checked="" type="checkbox"/>	足立区内において営業実態があり、今後も事業を継続する意思がある。
<input checked="" type="checkbox"/>	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1号から第5号まで若しくは第2条第5項に掲げる営業を営む者又は当該営業を営む者で構成された団体でないこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力（以下この号において「暴力団等」という。）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	対象車両は、申請日時点における被牽引車を除く事業用車両である。
<input checked="" type="checkbox"/>	申請内容に虚偽や不正等が発覚した場合は、支援金の全部または一部を返還する。

申請に係る全ての事項に相違が
令和 5年 2月 10日

当支援金を申請するにあたり虚偽がないことについて、個人事業者又は代表取締役の自署にて誓約をお願いします。（法人の場合は押印が必要です）

屋号または会社名 足立〇〇タクシー

登記上の役職名（法人のみ記入）

個人事業主名又は代表取締役名（自署） 足立〇〇

※法人の場合は押印してください。法人以外でも個人事業主が手書きしない場合は押印してください。



提出書類

	○印の書類を提出	個人 事業者	法人	部数
1	申請書	○	○	原本 1 部
2	交付請求書兼口座振込依頼書	○	○	
3	運輸業に係る許可・届出の証 ※ 1	○	○	コピー 1 部
4	登録車両に係る自動車検査証 ※ 2	○	○	
5	【リース車両の場合】リース契約書※ 3	○	○	
6	直近の確定申告書のうち第一表（e-Tax で申告した場合、税務署からの受信メールも提出）	○	—	
7	履歴事項全部証明書（本店所在地の表記があるもの） ※ 4	—	○	
8	直近の確定申告書のうち別表一・法人事業概況説明書（e-Tax で申告した場合、税務署からの受信メールも提出）	—	○	

※ 1 貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業又は同条第 3 項に規定する特定貨物自動車運送事業の許可書、貨物自動車運送事業法第 4 条に規定する貨物軽自動車運送事業の届出書、道路運送法第 3 条第 1 項に規定する一般旅客自動車運送事業又は同条第 2 項に規定する特定旅客自動車運送事業の許可書など。

※ 2 申請車両につき全部。車検証の燃料の種類欄が「ガソリン」または「軽油」であるもの。

※ 3 申請時点から遡って 6 か月間、リース契約期間が継続している車両であること。

※ 4 発行日から 3 か月以内のもの。